港区立男女平等参画センター

2025 年度 助成事業 募集要項

1 目的

この事業は、港区において男女平等参画を推進する区民・団体等の企画する事業を支援するために、 港区立男女平等参画センター(リーブラ)が助成金を交付し、協働して男女平等参画社会の実現を図ることを目的とします。

2 募集する事業の要件

下記のすべてを満たした事業が申請できます。

- 1 2025年4月から2026年2月までの間に完了するもの
 - ※実施者が行う計画書作成・チラシ作成・広報に 1~2 カ月を要します。事業の開催は早くとも 5 月以降を想定して下さい。また、全ての経費発生事項を終え報告書完成(提出後、場合によって 修正期間を取ります)が 2 月までに終わるように計画してください。
- 2 港区における男女平等参画社会の実現に取組む自主的な活動であること
- 3 下記の事業テーマ(※)に該当し、港区の男女平等参画社会の実現に進展が期待されるもの
- 4 助成金の交付を受けなければ、実施が困難であると認められるもの
- 5 広く区民に開かれ、成果が公表されるもの
- 6 本助成事業以外の補助金、助成金制度を重複して利用していないもの

※事業テーマ

- 1. 性別、性的指向及び性自認による差別の解消
- 2. 女性活躍推進・働き方改革に関わるもの
- 3. 男性にとっての男女平等参画推進に関わるもの
- 4. ワーク・ライフ・バランスの理解促進や、多様な働き方を選択できる社会づくりに 関わるもの
- 5. 男女平等参画の視点による地域のネットワークづくりや住みやすいまちづくりに 関わるもの
- 6. 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止に関わるもの
- 7. 港区内の男女平等参画の調査・研究・分析に関わるもの
- 8. 上記以外で港区の男女平等参画施策への貢献や進展が期待されるもの

3 申請の条件

助成金は、前項 2(募集する事業の要件)を満たし、かつ以下の条件の<u>いずれかを</u>満たす方が申請できます。

申請者	条件	申請可能
個人	港区内に在住・在勤・在学	ホップ/ステップ/
	港区内で当助成事業の対象となる事業を行う	ジャンプ(いずれか)
団体·機関	港区内に事務所がある	ホップ/ステップ/
	港区内を活動地域とする	ジャンプ(いずれか)
	港区内で当助成事業の対象となる事業を行う	

大学等	港区内の男女平等参画推進に関する諸問題を調査研究	ジャンプのみ
高等教育機関	等する	
	上記の高等教育機関に所属する教職員の小規模クラス	
	(ゼミナール、学生サークル等)	

【選考対象外となる場合】

- (ア) 事業内容が何らかの形で、政治活動、宗教の布教、営利を目的とした活動に関わっている場合 (参加費の徴収は1人/1回あたり1,000円以下とし、営利を目的としないこととします)
- (イ) 当助成事業で、複数の助成タイプ(ホップ・ステップ・ジャンプ)に同時に応募した場合
- (ウ) 区内、又は区外で公序良俗に反する主旨の主張や、活動の企画、実施などを行う個人・団体と認められる場合
- (エ) 区内、又は区外で男女平等参画の推進に逆行する主旨の主張や、活動の企画、実施などを行う個人・ 団体と認められる場合
- (オ) 「港区暴力団排除条例」(平成26年4月1日施行)第12条に該当すると判断できる内容を伴う場合
 - ※ なお、選定後に上記に該当することが判明した場合は、結果を無効とし、交付済の助成金を速やかに 全額返還していただきます。
 - ※ 過去に助成事業に採用され、再度同じ助成タイプに同様の事業内容を応募した場合は、新規申請の個人・団体を優先します。

4 助成する経費

事業にかかる経費のうち、次に掲げるものを助成の対象とします。

- (1)報償費・人件費 …講師謝礼金、原稿料、アルバイト代(事業に関する団体外の人件費)など
 - ※港区の報償費の基準等を参考にし、市場価格を極端に超えない金額を 設定してください。
- (2)宿泊費・交通費 …交通費、宿泊費(当該団体等の旅費で領収書、レシート等があるもの)など
- (3)消耗品費 …事務用品代、印刷代、図書購入費(テキスト等)など
- (4)通信運搬費 …郵送料、運送費用、インターネット使用料、オンラインツール使用料など
- (5)委託料 …デザイン費(チラシ・ヘッダー等広報のためのデザイン)、調査費、研究費など
- (6)会場使用料 …会場使用料、資機材の賃借料など ※リーブラ内施設の使用は無料です。
- (7)一時保育費 ※多様な層の利用を促すため、原則は一時保育を設定します(事業により、 異なります)。
- (8)手話通訳費
- ※助成経費に含まれない経費は、以下の通りです。
 - (ア) 団体所属メンバーの本事業実施にかかる報償費・人件費
 - (イ) <u>団体の事務所等を運営するための</u>賃借料、備品代、光熱水費、電話代、経常的な活動経費、インターネット使用料、デザイン費、オンラインツール使用料、また、交流・会合等の飲食費など
 - (ウ) 領収書、レシートなど経費を証明する書類のない諸経費
 - (エ) リーブラ内で実施する場合の会場使用料(リーブラ内施設は無料で使用可) ※リハーサル、下見等でご利用いただける場合もあります(回数制限あり)。 ※リーブラホールを使用する場合、使用機器に関して特別な支援が必要な場合は、人件費 を別途設定して下さい。

5 助成金額

	ホップ	ステップ	ジャンプ
助成金額(最大)	100,000円	150,000 円	300,000 円
支払時期	事業実施後		事業実施前

- ※ 一時保育や手話通訳の謝礼は、助成金による支払いとなります。
- ※ 表記金額は税込で、助成可能な金額の上限です。
- ※ 審査の結果、決定する助成金額は、上記金額を下回ることがあります。
- ※ 審査で決定した金額の範囲で事業に使用した金額を交付します。ジャンプの場合、交付金を使い切ら なかった場合は返還していただきます。

6 本事業の流れ

申請 ※1 団体・個人につき、1 件までです。

【場所】港区立男女平等参画センター

【期間】2024年10月14日(月)~11月11日(月)【必着】

【書類】申請書(申請者情報、実施企画書、事業経費計画書)一式

【方法】以下のいずれかの方法でご提出ください。

下記以外および申請期間外の提出は受理できません。

1 メール 必要書類をメール添付で送付

メールアドレス:info@minatolibra.jp

2 郵送 〒105-0023 港区芝浦 1-16-1 みなとパーク芝浦 2 階

港区立男女平等参画センター 助成事業担当 行

【提出時の注意点】

- ▶ 申請書類は返却しません。提出後に書類内容の確認のために連絡をすることがあります。控えやデータを保管しておいてください。
- ▶ システムトラブルや配達遅延等により郵送物の確認ができなかった場合においても、期限を過ぎた場合は受理できません。時間に余裕をもってご提出ください。

● 選考

【一次選考】	提出書類による書類選考(リーブラ事務局にて実施)	
	選考結果を全申請者に連絡します。一次選考を通過された方には、二次選考の通知を	
	同封いたします。11 月末日頃までに結果が届かない場合は、リーブラ事務局へご連絡	
	ください。	
【二次選考】	質疑応答(プレゼンテーション・ヒアリング) 2024年12月15日(日)午後開催	
	提出書類の内容に関して説明し、審査委員からの質問にお答えいただきます。一次選	
	考通過者は必ずご参加ください。欠席の場合は辞退されたものとみなします。	
【審査会】	二次選考終了後、審査会にて採用企画を決定します。	
(非公開)	(1) 審査会は、学識経験者・港区職員・リーブラ職員で構成します。	
	(2) 審査会において助成予定額、実施条件の付与などを決定します。	
【結果通知】	2024年1月中旬頃に申請者宛に郵送します。	

● 事業の実施

各採用事業には、リーブラの事業コーディネーターが担当に付き、サポートします。担当コーディネーターと連絡を取り合いながら、実施者は以下のようなことを行います(※事業内容によります)。

- ・事業に関する説明、打合せ・計画書等の書類作成・チラシ作成・広報等
- ・受講者や講師との連絡・調整・講座の運営・司会進行等

● 精算

事業実施後、速やかに実施報告書と実施にかかった経費を証明するレシートや領収書等をリーブラヘ提出します。

【ホップ・ステップ】 検収作業完了翌月末に、指定口座へ助成金が振り込まれます。

【ジャンプ】 検収作業完了後、残金がある場合はリーブラに助成金を返還いただきます。

※参加費徴収などと助成金を含めた収入総額が、支出を上回った場合は、以下の対応が生じます。 【ホップ・ステップ】 超過分の金額を助成金額より差し引き、交付額とします。

【ジャンプ】 超過分を、助成金の返還対象とします。リーブラの所定の手続きにより行っ

● 事業完了後

実施者には、助成事業実施報告会への出席、港区立男女平等参画センター利用者懇談会での報告発表、男女平等参画フェスタ in リーブラへの出展などの事業に参画していただく場合があります。

7 備考

- ・ 応募いただいた個人・団体について、活動実績等を調査させていただく場合があります。
- ・ 決定内容に反したことが判明した場合、助成金額の全部または一部を取り消すことがあります。 その場合は、すでに支払い済の助成金に所定の利息をつけて返還を請求することがあります。
- ・事業実施にあたり、広報物・成果物等には、「2025 年度港区立男女平等参画センター助成事業」と明記してください。
- ・本事業の成果物は、港区および港区立男女平等参画センター(リーブラ)が無償で使用できるものとします。なお、調査・研究の成果物については、著作権や著作者人格権は事業実施者に帰属しますが、所有権は港区およびリーブラが有するものとします。

様式(省略)